

**「道の駅うつのみや ろまんちっく村」再整備基本計画策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 業務の概要、選定方法等

(1) 業務の名称

「道の駅うつのみや ろまんちっく村」再整備基本計画策定支援業務

(2) 業務の内容

民間活力の導入による、ろまんちっく村の魅力向上を図るため、対話型市場調査を実施することで、必要となる機能及び施設規模等に加え、民間活力が最大限に発揮できる整備や運営の手法を決定していくことで、再整備における指針となる「ろまんちっく村再整備基本計画（以下、再整備基本計画という。）」の策定に向けた支援を実施するもの。

※ 詳細は、「道の駅うつのみや ろまんちっく村」再整備基本計画策定支援業務委託仕様書のとおり

(3) 選定方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした、公募型プロポーザル方式により、本件にかかるプロポーザル審査委員会を設置し、随意契約の候補者を選定する。

(4) 公募方法

宇都宮市ホームページ（トップページ＞産業・ビジネス＞入札情報＞公募型プロポーザル）に本実施要領等を掲載し、提案を公募する。

(5) 委託期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

(6) 企画提案上限額

15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すため、参考として示すものである。

※ この金額を超えて企画提案書が提出された場合は「失格」とし、提案内容の評価は行わない。

(7) スケジュール（スケジュールは変更する場合がある）

内容	日時
公募の開始	令和7年5月27日（火）
参加申請関係書類の提出期限, 質問書の提出期限	令和7年6月3日（火）12時まで
質問書に対する回答	令和7年6月13日（金）
企画提案書及び見積書の提出期限	令和7年6月27日（金）12時まで
提案審査	令和7年7月7日（月）
審査結果の通知	令和7年7月下旬

(8) プロポーザルに係る事務を担当する部局の名称、所在地及び連絡先

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号（市役所12階）

宇都宮市魅力創造部観光 MICE 推進課観光戦略グループ

電 話：０２８（６３２）２４５６　ＦＡＸ：０２８（６３２）２７６５

E-mail：u42002000@city.utsunomiya.tochigi.jp

※ 受付時間は、本市の閉庁日を除く各日午前９時から午後５時までとする。

2 参加資格要件

本件プロポーザルに参加する者は、以下の条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること
- (2) 本市の入札参加有資格者名簿（物品製造・販売・委託業務・その他）の「調査・分析等業務」に登録されている者又は令和７年７月１日までに名簿への登録が完了する見込みの者であること
- (3) 宇都宮市入札参加停止等措置要領の措置基準に基づく入札参加停止期間又は入札参加保留中ではないこと
- (4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続き開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- (5) 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つものをいう。）と認められる者ではないこと
- (6) 本業務の同種・類似業務について実績を有すること

3 参加申請書等の提出

(1) 参加申請

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり、「参加申請書（様式１）」を提出しなければならない。（「参加申請書」は、宇都宮市ホームページに掲載）

ア 提出書類 参加申請書 １部

イ 提出期限 令和７年６月３日（火）１２時まで（厳守）

ウ 提出場所 宇都宮市魅力創造部観光 MICE 推進課観光戦略グループ ※１(8)参照

エ 提出方法 持参または、書留郵便にて送付すること

(2) 質問及び回答

質問については、「質問書」を作成し提出すること。質問は仕様書等に関するものに限る、評価基準の配点等、審査に支障をきたすものは受け付けないものとする。

ア 提出書類 質問書（様式２）

イ 提出期限 令和７年６月３日（火）１２時まで（厳守）

ウ 提出場所 宇都宮市魅力創造部観光 MICE 推進課観光戦略グループ※１(8)参照

エ 提出方法

電子メールにより提出することとし、複数回にならないよう、まとめて提出すること。電子メール以外の方法による提出は認めない。

オ 回答方法

質問に対する回答は、令和7年6月13日（金）までに、全ての参加者（参加申請書に記載された連絡先）に、電子メールにて回答する。なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。

4 企画提案書作成要領

(1) 提出書類

提案書及び見積書

(2) 提出期限

令和7年6月27日（金）12時まで（必着）

(3) 提出場所

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 魅力創造部 観光MICE推進課 観光戦略グループ

(4) 提出方法等

- ・ 提出する提案は1案とし、持参又は郵送（書留に限る。）により提出することとし、その他の方法による提出は認めない。
- ・ 持参により提案書を提出する場合の受付時間は、市役所の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までとする。

(5) 提案書の記載事項及び規格等

ア 提案書の記載事項

提案書の作成にあたっては、仕様書の内容及び以下の項目を踏まえ、実現性が高く、具体的で効果的な内容を提案すること。

提出書類		備 考
様式3	(1)実施体制	・ 配置予定の業務主任担当者を記載する。 ※他の企業等に当該業務の一部を再委託する場合には、分担業務の内容、再委託先及びその理由を記載する。
様式4	(2)同種業務の履行実績調査	・ 他自治体や企業等での類似業務受託の実績を記載すること。なお、可能であれば、自治体・企業名、効果についても併せて示すこと。 ・ 実績がない場合は、「なし」と記載すること。
自由様式	(3)業務の実施方針	・ 業務の実施方針、実施手法、実施フロー、工程計画及びその他（仕様書に対する提案、意見等）について記載する。
様式5	(4)提案書の概要	・ 提案書の内容についての概要を記載する。（A4両面1枚以内）
自由様式	(5)提案書の内容 ※「再整備の基本的な考え方」については、参加申請者に対して別途送付	・ 提案書の作成にあたっては、ろまんちっく村の再整備を官民連携による実現可能性の高い内容としていくために、これまでに実施した「劣化診断」や「ニーズ調査」の結果等を基に整理した「 <u>再整備の基本的な考え方（※）</u> 」を踏まえ、「①「集落のエリア」における導入機能・必要規模の範囲絞込み

		のための手法」と、「②」「①」の内容を踏まえた、「再整備対象施設の優先順位付け」と「その段階的整備を含めたモデルプラン案」、「国補助等の財源確保」、「③」「①②」で整理した内容に基づき実施する対話型市場調査の精度を高めるための手法」について提案すること。 【審査のポイント】 ① ・導入機能・必要規模の範囲を絞りこむ考え方や手法が論理的に説明されているか ② ・ろまんちっく村の地域性やポテンシャルが活かされたモデルプラン案を提案できる能力を有しているか ・モデルプラン案において優先順位付けや段階的整備，国補助等の財源の確保の考え方や進め方の根拠が明確か ・モデルプラン案において将来像を共有できる「まとめ方（書き方・見せ方）」の工夫があるか ③ ・対象とする予定の民間事業者の業種・属性が適切か ・ヒアリング・アンケート・個別相談・現地案内など，調査手法が適格かつ効果的な内容になっているか ・そのほか，効果的・効率的な提案やアピール点がある場合には，その内容を明記すること。また，「仕様書」に示す内容以外にも，本業務が最大限の成果をあげるための提案者の知識経験から提案を行うこと。
	(6)参考見積書 (税抜き)	・業務履行に要する費用を見積り，積算内訳を明らかにした上で，参考見積書に記載すること
	(7)会社概要	・会社概要を記した資料（パンフレット等）を添付する。

イ 提出書の規格及び部数

- ・ 提案書（50ページ以内，紙媒体，カラー）・・・15部（うち1部は未製本）
 ※原則としてA4判・縦型・横書き・左綴じで作成すること
 ※添付書類についても，可能な限りA4判規格に揃えること
 ※概念図などがある場合には，A3判折込みも可とする
- ・ プレゼンテーション用データ（DVD-R）・・・・・・・1部
 (Microsoft Office Word 又は PowerPoint で作成した電子データを提出すること)

5 その他

(1) 疑義の照会

提案書の内容等については，後日，市から照会を行うことがある。

(2) 提案のための費用負担

提案に係る費用（企画提案書の作成に要する費用、旅費など）は、全て提案者の負担とする。

(3) 提案書の取り扱い

- ・ 提案書の提出後、提案書の追加及び変更は認めない。ただし、市が提案書の差し替え、変更又は取り消しを認めたときは、この限りではない。
- ・ 提出された提案書等は一切返却しない。
- ・ 提出された提案書等は複製する場合がある。

(4) 提案書の公開等

- ・ 提案書等は、宇都宮市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開する場合がある。そのため、技術情報等、公開されることにより貴社が不利益を被る恐れのある情報が含まれないように注意すること。

(5) 秘密の厳守

本プロポーザルにより、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(6) 表現の方法

提案書の表現については、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすいものとする。

6 審査方法及び審査結果

提出された提案書の審査と併せて、提案内容に係るプレゼンテーション審査を実施し、提案者への質疑等を行った上で、最も優れた提案をした者及び次点の者を選定する。

(1) 提案のプレゼンテーション

ア 日時及び場所 令和7年7月7日（月）予定

※ 時間及び場所は、別途指定し参加者に直接連絡する。

イ 説明者 本業務遂行時の主務及び実務担当予定者（3名程度）

ウ 説明時間等 提案内容説明20分程度、質疑応答10分程度とする。

エ 説明資料等

- ・ 資料は、提出したMicrosoft Office WordまたはPowerPointで作成したDVD-Rのみ使用可能とする。なおプロジェクター、スクリーンは当市が用意する。（パソコンについては、HDMIで接続可能な提案者の機器を使用すること。）
- ・ 企画提案書とDVD-R（プレゼンテーション用資料）の形式が異なる場合、内容に齟齬がないようにすること。また、プレゼンテーションの際に企画提案書の該当箇所がわかるように説明すること。

オ その他

- ・ 参加者が多い場合には、プレゼンテーション日時を別日にする可能性がある。

(2) 審査の評価項目

- ①業務実績・業務実施体制
- ②実施方針
- ③企画提案
- ④プレゼンテーション

⑤地域経済貢献度

(3) 失格事項

以下の事項に該当した場合は、失格とし、審査を行わないものとする。

- ・ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ・ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった場合
- ・ 企画提案書に記載された技術者等が、契約締結後に当該業務に従事できない場合
- ・ 審査結果の発表までに本要領に定める参加資格に該当しなくなった場合
- ・ その他、本要領の諸条件に違反した場合

(4) 審査結果の発表

- ・ 審査結果については、令和7年7月下旬に提案者へ書面で通知する。
- ・ 次点の者又は選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して7日（ただし、宇都宮市役所の閉庁日を含まない。）以内の午前9時から午後5時までに審査結果の通知を持参の上、書面により申請するものとする。なお、その回答は後日、書面により行うものとする。
- ・ 審査結果に対する、異議申し立ては受け付けない。

7 契約

- (1) 提出された提案書に基づき審査を行い、優先順位を定めた後、最優先順位の者と随意契約を締結する予定である。
- (2) 契約手続き及び契約書は、宇都宮市契約規則の定めるところによる。
- (3) 本市は、契約締結後においても、契約業者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

8 留意事項

- ・ 本市担当職員との連絡を密にして業務に当たること。
- ・ 業務の進捗状況については、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- ・ 本業務の実施により得られた成果は、市に帰属する。
- ・ 本業務の仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。また、協議の結果を記した書面を市に提出すること。
- ・ 業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ本市の承諾を求めること。また、委託業務の全部を再委託することはできない。